

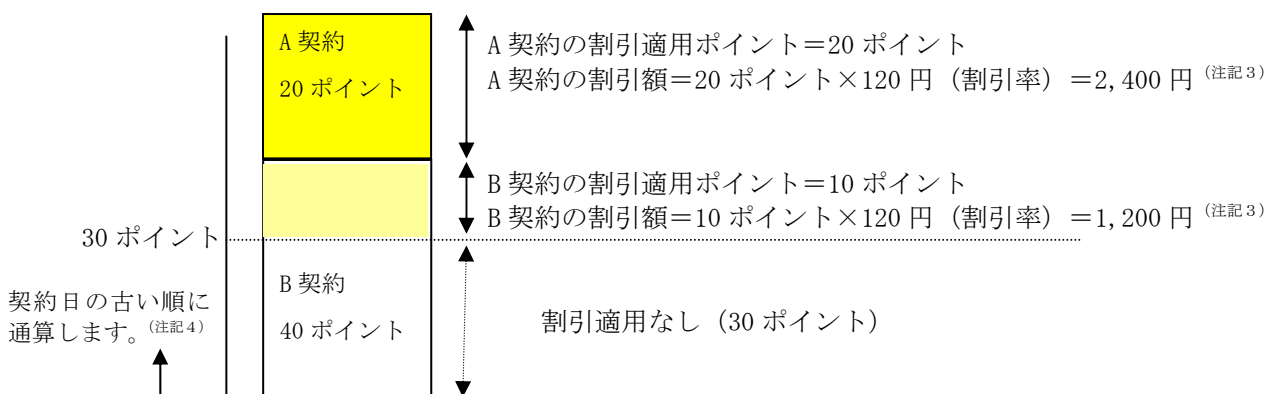
参考1 共済掛金の割引（プラス割引）の変更内容

区 分	お取扱い
平成23年4月1日以後に新たにご加入（更新・ご継続）される契約	<p>○プラス割引は適用されません。</p> <p>※ 平成23年4月1日以後に更新・ご継続される契約（自動車共済契約、定期生命共済契約等）は、更新日または継続日からプラス割引が適用されません。</p> <p>※ 平成23年4月1日以後に新たにご加入、更新またはご継続される生命総合共済契約（予定利率変動型年金共済を除きます）または建物更生共済契約で共済掛金の払込方法が年払または月払のご契約を対象に、共済掛金の払込経路が口座振替扱いまたは前納期間中の共済契約の場合にお払込みいただく共済掛金に割安な口座振替掛金が適用されます。</p> <p>また、平成23年4月1日以後に新たにご加入またはご継続される自動車共済契約を対象に、自動継続特約を付したご契約に対し自動継続割引が適用されます。</p>
平成23年3月31日以前に既にプラス割引の適用を受けているご契約	<p>○原則として平成23年4月1日以後も、プラス割引と同額の割引を適用いたします。</p> <p>※ 平成22年1月1日から平成23年3月31日までの間に、JA共済フォルダーにご登録いただいているご契約に変更、解約・満期等があった場合には、割引額が変更となる場合や、割引が適用されない場合があります。</p> <p>⇒平成23年4月1日以後に適用される割引額につきましては、平成23年4月1日以後にお届けする「フォルダー契約案内書」や「夢くらぶネット」（平成23年4月5日以後はサービス名称を「JA共済フォルダーネット」に変更しました。）でご確認いただけます。</p> <p>※ 平成23年4月1日以後に、割引の適用を受けているご契約の共済金額の減額等をされた場合は、割引額が減少する場合があります。</p>

（参考）割引の概要

平成23年3月31日以前にJA共済フォルダーにご登録いただいたご契約に対し、「共済金額100万円＝1ポイント^{（注記1）}」の契約ポイントを付与し^{（注記2）}、平成23年4月1日時点で契約ポイントを契約年月日の古いものから順に通算して割引適用の基準となる30ポイントを超えている部分について、主契約の共済掛金が払い込み中の間、共済掛金を割引します。

（例）契約ポイントが20ポイントのA契約（年払契約）と、契約ポイントが40ポイントのB契約（年払契約）にご加入の場合



（注記1）共済の種類、特約によっては、契約ポイントが付与されないものや、契約ポイントの付与方法が異なるものがあります。また転換契約・乗換契約の充当部分および共済掛金一部一時払契約の一時払部分の共済金額には契約ポイントは付与されません。また、平成22年3月31日以前に転換または満期共済金を充当した医療共済については、プラス割引が適用される前の共済掛金が所定の額以下の場合、プラス割引は適用されません。

（注記2）共済掛金の払込みを口座自動振替により行っている等所定の要件を満たしたご契約に限ります。

（注記3）割引率は年払の場合です。

（注記4）契約日が同一であれば、フォルダー登録が古い順で通算します。